

別表（平成28年～）

高等学校大会等派遣関係事業 補助対象経費・補助基準額一覧

- (1) 期間…原則として開会式の前日から試合終了日までとする。
 (ただし雨天順延等特別の事情があった場合は別途考慮する。)
- (2) 人数…大会登録選手数とする。
- (3) 旅費…原則として、山口県旅費規程に基づき実費を請求する。

| 費目 | 項目 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
|----------|--------|---|--|
| 旅費 | 運賃 | 選手の交通費 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合 3 バス等借り上げ車使用の場合 4 校内所有のバス等を使用の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・もっとも経済的な通常の経路及び方法によるものとし、学割、団体割引等を利用する。 ・目的地が関東以東、または沖縄の場合は、航空料金と目的地までを対象とする。 ・引率職員が自家用車使用を認められ、生徒が同乗した場合は交通費の生徒負担はなかったものとする。 (原則は用具運搬等に限る) ・引率者等を含めて、1人あたりの負担額を算出する。 ・2の個人車両使用の場合と同様とする。(県外使用が認められた場合) |
| | 宿泊費 | 選手の宿泊費 | <ul style="list-style-type: none"> ・「大会宿泊要項」等に定められた料金とする。 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代：1,500円、朝食代：700円を限度とする。) |
| 役務費 | 搬入手数料 | 補助金の振り込み手数料等 | 実費 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料等 | 現地でのタクシー等の使用料 高速道路使用料 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・引率者等を含めて、1人あたりの負担額を算出する。 ・引率者等を含めて、1人あたりの負担額を算出する。 |

※ 参加料は対象外とする。

※ 領収書について

- 個人領収は不可とする。
- 公共交通機関を利用した場合、チケットの領収書または旅行会社等の明細書ならびに領収書を必要とする。
- 宿泊先以外で食事をとった場合、領収書を必要とする。

■ 県立学校の教職員が出張する場合、レンタカー使用は認められない。

■ 公共交通機関を利用して目的地に行った場合で、現地での移動の際、公共交通機関ではなくタクシーや観光バス等を借り上げる必要性が生じた場合は、その経費を補助対象とする。